

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第44条第2項	騒音防止の方法の改善命令又は特定建設作業の作業時間の変更命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第44条第1項の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているとき。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。